

社会福祉法人 希望の家

第1期 中長期計画

期間：2021年（令和3年）4月 ～ 2025年（令和7年）3月

【目 次】

はじめに	1
【1】法人を取り巻く現状と課題	2
【2】法人が取り組んでいる特記事業概要	5
【3】各事業の中長期計画	8
〔3 - 1〕希望の家法人本部事業	10
〔3 - 2〕障害者支援施設事業	15
〔3 - 3〕障害児通所支援事業	18
〔3 - 4〕障害者相談支援事業	20
〔3 - 5〕発達障害者支援センター	22
〔3 - 6〕就労継続支援・就労移行支援・地域活動支援事業	23
〔3 - 7〕地域貢献に向けて	26
【資 料】	27

はじめに

2020年初旬からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本では「緊急事態宣言」が発令され昨年7月に予定されていた東京パラ・オリンピックも延期されました。

私たちの社会生活は、医療・介護・福祉分野での感染対策や、「3密」を避けた生活、「ソーシャル・ディスタンス」「在宅ワーク」など、突然我々を襲ったコロナ禍を機にこれまで普通に送ってきた生活から大きな転換を余儀なくされました。

我が国においては、少子高齢化と人口減少が急激に進むなか、労働力人口が減少するとともに、貧困・格差・引きこもり、社会的孤立・社会的排除がますます深刻化しています。

このような情勢から国は、これまでの社会保障制度の枠組みを超えて、支え手と受け手という関係を越えた多様な主体の参画と連携による「地域共生社会」を旨とするとし、今年4月から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されます。

この法律では、社会福祉法人やNPO法人等を社員として相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人」の創設や、市町における包括的な支援体制の構築を推進するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に進める「重層的支援体制整備事業」を創設し、「地域共生社会」の具現化を図ることとしています。

また、障害福祉の分野では「地域生活拠点等整備事業」も今年4月から開始されます。

社会福祉法人希望の家は、1961年（昭和36年）5月に国際ワークキャンプの学生と宝塚市青年団等による労働奉仕によりバラック建ての「希望の家」が誕生してから、今年で60周年を迎えます。

私たちはこの記念すべき年にあたり、今後、5年間の法人の中長期計画を策定することになりました。

本計画の検討にあたって私たちは、前述の社会情勢を注視しながら、本法人の「基本理念」「創設の精神（萬代イズム）」「行動指針」を基礎にして、我々の強みである「重度障害者への対応の専門性」と「地域社会への貢献」、そして「持続可能な経営」と「ガバナンス」を常に役員と各事業拠点の担当者が意識して策定いたしました。

社会福祉法人希望の家は今後も、皆さまから信頼される地域の社会資源として活動してまいりたいと存じます。

この中長期計画は、今後5年間の私たちの目標を取りまとめさせていただいたものです。

今後とも、関係者の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人希望の家

理事長 蓬 菜 元 次

【1】法人を取り巻く現状と課題

(1) 障害者福祉について

2000年（平成12年）の社会福祉法の改正と2003年（平成15年）の障害福祉制度での契約制度（支援費制度導入）に始まり、2011年（平成23年）に障害者虐待防止法、2013年（平成25年）には障害者総合支援法、2014年（平成26年）に障害者権利条約を批准、2016年（平成28年）には障害者差別禁止法が施行され障害福祉分野の法体系は整備され、発展充実を遂げてきました。しかし、まだまだ在宅で制度の谷間で苦しむ障害者や、障害者への差別や虐待事件は依然として増加傾向にあります。

国が提起する地域共生社会に向けた歩みは、障害者福祉分野において追求してきた「反差別と反排除」と「社会参加」を確保するという理念が中心になっており、高齢者も障害者もそうでない人も、互いに支え合える社会づくりでもあります。その意味からも、地域住民の一人ひとりが、社会全体で障害のある人達への理解を促進する必要があります。

障害者の地域移行支援が進められているところではありますが、障害種別が拡大し、地域の中での受け皿・支援不足が課題となっています。

福祉施設や在宅から地域社会での自立や役割を担う社会へ、また、就労継続支援事業などの就労系福祉サービスから一般就労への移行が今後さらに求められています。また、一般企業にも働き方改革が推奨されるとともに障害者雇用促進法の改正など、障害を持っていても共生して働き支えあえる職場づくりを早期に実現しなければなりません。

(2) 高齢者福祉について

介護保険制度が創設され20年が経過しようとしています。介護保険制度は、社会情勢の変化や経済財政状況などの変化に伴い、平成27年度には「新しい総合事業」の創設など、地域の支え合いによる生活支援サービス等の体制整備が市町村で進められることになるなど、当初の制度設計から幾度となく見直しを加えられて現在に至っています。

一方で、高齢化の進展により、介護量も増大し、介護の担い手の不足が社会問題化してきました。また、介護需要の増大に伴い介護保険料の上昇が見込まれ、サービス抑制の懸念が拭えません。在宅生活を理想とし、地域での暮らしの継続を支援する「地域包括ケアシステム」や地域共生社会のまちづくり事業の進捗によって、前述のとおり介護保険制度も時によって変化しています。

(3) 福祉人材について

高齢化のピークや少子高齢化に伴う人口減少により、介護や保育などの福祉介護の人材確保が急務となっており、介護サービスだけでも2025年までには全国に約55万人の人材確保が必要とされるといわれており、国は、「人材の裾野を拓げる」「労働環境・処遇の改善

を図る」「資質の向上を図る」の3つのアプローチによる総合的な政策対応を図ろうとしています。

国縣市町において様々な福祉人材確保について処遇改善などの施策が試みられながら、福祉の仕事に対するマイナスイメージなどの社会構造的な問題を背景に、慢性的な人材不足は一向に改善されません。

また、人材の圧倒的な量の不足に加え、人材の質も重要であり、人材一人ひとりのコミュニケーション能力や経験に合わせて研修機会なども提供していかなければなりません。さらに、外国人の技能実習制度の門が開かれ、今後は多国籍による職場づくりも必要と考えられています。

(4) 地域福祉ニーズについて

内閣府の調査（2019年（平成31年））において、中高年のひきこもりの推計値が63.1万人とされ、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える状況、いわゆる「8050（ハチマルゴウマル）問題」などと呼ばれ、現実に80歳代の介護者が倒れ在宅重度障害者の介護が喫緊の課題となる等、我が国の社会状況がクローズアップされました。

また、発達障害者や精神障害者等の就労も大きな課題でもあり、本人に就労意欲があっても就労できないケースも大きな問題になっています。さらに、中高年のひきこもり推計の63.1万人のうち30%が発達障害者ともされ、そうした人たちの生活支援も課題となります。

2015年（平成27年）に生活困窮者自立支援法が施行され、ワンストップの相談窓口として、セーフティーネットの整備が続けられていますが、機能的にはいまだ道半ばの状況です。

生活困窮者に対する自立支援にあたっては、社会参加につながる居場所づくりや中間就労の場や住まいの確保など、生活全般にわたる伴走型支援と包括的な支援が求められています。

一方で、子どもの虐待や貧困問題に関する事件・事故件数も依然として高いレベルで推移しており、学歴格差をはじめ居住実態そのものも把握できていない子どもの課題も生じているところです。

(5) 地域共生社会について

現在、我が国ではこれまで誰もを経験したことのない少子高齢社会、人口減少時代を迎えるとともに、地域や家庭、職場における人と人との支え合いの基盤が脆弱になっていることから、国は従来の社会保障制度の枠組みを超え、支援の支え手と受け手という関係を超えた多様な主体の参画と協働による「地域共生社会」の実現を旨とすことにしています。

そのためには、①地域課題の解決力、②地域丸ごとのつながり、③地域を基盤とする包括的支援、④専門人材の4つの強化が必要とされています。

具体的には、「地域包括ケアシステム」を地域で構築し、医療や介護分野における専門職間の連携をさらに推進し、地域での受け皿としての家族や地域の支え合い機能に期待して、

サービスの担い手として地域住民のボランティアな活動を活用しようというものです。

さらに国は、この「地域共生社会」の実現のためには、多様な主体の参画と、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域づくりを目ざすことであるとしています。

(6) 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人の内部留保問題や、他の経営主体とのイコールフットイングに対する指摘などを背景に、厚生労働省において社会福祉法人制度の見直しの検討が行われ、社会福祉法人が今後とも、福祉の重要な担い手として国民の期待に応える存在であり続けるために、2017年（平成29年）4月の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など社会福祉法人改革が進められるとともに、社会福祉法人の今日的な役割として、これまで長く地域での社会福祉事業の担い手として活動してきた経験を活かして「社会福祉制度のセーフティーネットとしての役割を果たすこと」、社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であるため、自らが「地域における公益的な活動」の中核的な存在として率先して取り組むことが社会福祉法人の責務として求められました。

(7) 災害対応について

近年、全国で自然災害が多発する中で、社会福祉施設が大きな被害を被るケースは記憶に新しいところです。また、在宅の高齢者・障害者が災害の被害者になるという痛ましい事件・事故も毎年のように後を絶ちません。

今後、高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模災害も想定して、社会福祉法人も、防災・減災対策とともに地域防災を担ってきた消防団や自主防災会組織などの関係機関や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者と協働する災害対応への取り組みが重要になっています。

【2】 法人が取り組んでいる特記事業概要

(1) I S O9001 への取り組み

社会福祉法人希望の家では 2002 年（平成 14 年）4 月に、その翌年から施行される障害者施策に係る支援費制度（契約制度）に向けて、I S O9001：2000 介護・指導サービスを認証取得（グリーンホーム・サンホーム）し、質の高いサービス提供を旨とし、その後、2005 年（平成 17 年）4 月にワークセンターの認証取得追加の後、I S O9001 の規格要求事項の改正等に合わせ 3 施設ともに I S O9001：2015 版による介護サービス活動の認証を更新して現在に至っています。

施設利用者の高齢化・重度化に伴う介護量の増加に対応するため、I S O9001 の最新版による手順及び継続的改善によって、常に利用者に質の高いサービスを提供するとともに、更なるサービス向上に取り組んでいます。

(2) 重度障害者支援への取り組み

障害者支援施設では、グリーンホーム、サンホーム及びワークセンターの利用者の高齢化に伴い、障害者支援区分の重度化や介護量の増加や介護方法が変化する方や、医療ケアが不可欠となる利用者も年々増加しています。

これらのことから施設では、利用者一人ひとりの特徴と障害程度、A D L（日常生活動作）の状況により、きめ細かい生活介護支援を行うとともに、医師、看護師、理学療法士等による医療ケアの提供を行っています。特に生きがいに直結する日常生活（機能訓練、音楽活動、教養・相談等）の充実に努めています。

一方、職員の重度障害者への医療ケア対応と介護技術の質の向上のため、「喀痰吸引研修」や「介護技術専門研修」、「強度行動障害者支援者養成研修」等の研修を強化し、職員参加の推進を図っています。

また、令和 2 年度本法人では、今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大による在宅障害者への対応とともに、在宅の重度化・高齢化する障害者へのサービスの拡充を目的に、従来の短期入所（ショートステイ）事業に加え、新たに、地域の重度障害者の緊急時の短期入所の受け入れと、送迎サービスを事業として追加いたしました。

(3) 発達障害者支援への取り組み

2000 年（平成 12 年）に施行された社会福祉法により、地域福祉の推進が明記され、社会福祉法人希望の家として、地域に向けた福祉事業を推進するにあたり、希望の家ワークセンターの建て替えを機に同センター内に法人独自で「障害者相談支援センター（現：コミセン希望、アピア 1 へ移転）を設置し、相談支援及び地域で必要とされる福祉ニーズの把握に努めて以来、発達障害児の通所療育事業を皮切りに子どもから成人までを対象として宝塚市内の 6 カ所で障害者支援事業を展開しており、それぞれの事業所では、ペアレントトレーニ

ングやソーシャルスキルトレーニング（SST）、就労支援に係る農福連携事業等に取り組んでおります。

障害者相談支援事業所コミセン希望では、一次相談として発達障害のある方やその疑いのある方やご家族からの相談にきめ細かく対応しております。

更に兵庫県の委託を受けて、発達障害者支援センタークローバー「宝塚ブランチ」では、発達障害児者に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行っています。

特に、宝塚ブランチでは近年、市町や学校等からの対応助言の要請が増加していることから、支援者向けの専門研修や巡回相談・コンサルテーションを積極的に実施するとともに、ペアレントトレーニングや児童へのソーシャルスキルトレーニングなど発達障害の大人から児童までの切れ目のない支援を実施しています。さらに、2019年（令和元年）度からは「青年・成人期の発達障害の当事者グループを対象に、ピア・トレーニングにも取り組んでいます。

一方で、就労継続支援A型・B型事業所「ジョブサポート希望」では、就労訓練として野菜栽培・販売や桑茶の生産販売等、中山間部での農業と福祉を連携（農福連携）させた就労支援事業を展開しています。

(4) 地域貢献事業への取り組み

地域の福祉力や介護力の醸成を目的に、毎年、市民向けに開講している「健康福祉アカデミー宝塚」は、今年2020年（令和2年）度で14回を迎え、この間、社会福祉法人職員の持つ技術や知識、専門性等の資源を活用して、多くの地域福祉人材を地域社会に輩出してまいりました。

また、要支援世帯の児童や発達障害児を対象とした学習支援事業、発達障害にスポットをあてた児童から大人までライフステージに合わせた支援や精神障害者への支援事業を地域貢献事業として実施しています。

さらに、施設の整備や備品を地域資源として貸し出して、地元の小中高生のほか地元住民との交流を行っています。

(5) 音楽活動への取り組み

本法人では、2001年（平成13年）にグリーンホームで利用者支援の一環に音楽療法を取り入れて以来、今日まで音楽活動や音楽療法を活発に推進しています。

音楽好きな利用者が多く、音楽は不自由な身体で楽器演奏や声を出すことは心身の活性化に大きな影響を与えるとともに、利用者自身が明るく元気になる等の効果が確認されています。

現在、本法人には音楽療法士の資格を保有する職員が10名在籍しており、例年5月には「みんなの合同音楽祭」、11月には「なかよしジョイントコンサート」など音楽療法士を中心とした音楽コンサートを年間通して数回開催するなど、季節ごとに利用者が良質の芸術

に触れる機会を提供しています。

一方で、音楽療法士中心に、3施設と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等で利用者に対して定期的に楽器の演奏や歌や手話等による音楽療法を実施するとともに、バリアフリー電子楽器「サイミス」による音楽演奏にも取り組んでいます。

(6)人材確保と育成への取り組み

福祉現場での慢性的な人材不足が問題になっている昨今、現状では必要な人材は確保されていますが、今後、採用は少子化や過当競争等により厳しくなると考えられます。本法人では人材確保に力を入れ、新卒者の採用はもとより多様な雇用形態に沿った採用方式を推し進めます。

また、現在の職員の経験年数分布では、中堅職員層が薄くなっている現状を踏まえて、同階層の育成に力を入れた内部・外部研修の実施や、職員研究発表会、セル相談支援方式等、多様な中堅職員の育成に向けた取り組みを展開しています。

(7)災害時の福祉避難所等への取り組み

グリーンホーム、サンホームの両施設と地元宝塚市玉瀬地区との「災害時相互支援協定」の締結（2016年（平成28年）9月5日）、ワークセンターと周辺地区福祉施設・自治会との「安倉地区福祉エリア相互応援協定」の締結（2003年（平成15年）9月1日）をはじめ、3施設の宝塚市との福祉避難所指定を受けるなど、自然災害発生時を想定した地域の障害者支援に取り組んでいます。

【3】各事業の中長期計画

社会福祉法人希望の家では、大きく変化する社会情勢、福祉施策の動向の中で、法人を取り巻く現状と課題を認識し、中長期的な視野に立って今後障害者福祉を中心に、5年間の各拠点・事業における事業推進を図るため、法人の各セクションにおいて中長期計画を策定いたしました。

なお、本中長期計画の検討にあたっては、「法人理念」と創業者である「創設の精神〈萬代イズム〉」を基本として策定いたしました。

また、策定期間の5年間のうち、計画項目の変更の必要が生じた際には随時事務局において見直すこととし、その過程報告と承認について理事会にお諮りする予定です。

I. 法人経営部門

「ESG 経営を法人運営の基本に」

法人が長期的な成長を遂げるために、法人運営にあたっては常に、

E (Environment : 環境)、**S** (Social : 社会)、**G** (Governance : 統治) の3つの要素を重視するとともに、長期的かつ持続的にESG経営を追求することにより、「短期的な成果のみならず、長期的かつ持続的な組織の価値を生む」という観点に根差した経営戦略を意識いたします。

II. 法人経営部門

「経営組織のガバナンスを強化する」

ガバナンスの強化を図り、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする組織体制を構築するため、健全な財務規律の確立と財務情報の共有化・透明性、法令順守の徹底と法改正への対応、情報管理体制の推進、並びにトータルな人材マネジメントシステムの構築を目指して、適切な経営管理を遂行します。

III. 法人経営部門・サービス提供部門

「福祉サービス充実と持続可能な経営」

本法人・施設は、全国身体障害者施設協議会の倫理要綱の『障害者の権利に関する条約』の理念を遵守し、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」という本会の基本理念を実現に向けた取り組みを行います。

また、2015年に国連が定めた「持続可能な開発のための2030年までに達成すべき17の目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)を意識し、その取り組みの実施にあたって「誰一人取り残さない」としていることも法人・施設運営を行ううえで忘れません。

併せて、これまでの希望の家の60年間の活動実績と地域で培ってきたブランド力を今後も維持するとともに、今後も「更なる法人価値」を高めるとともに優良なサービス提供と安定した経営の持続を旨とします。

IV. 法人経営部門

「地域社会に貢献する」

当法人は今年設立60年周年を迎えます。この間、本法人は施設や事業所の利用者へのサービスを提供するだけでなく、地域の福祉拠点として法人・施設の持つ専門性を活かして地域貢献に取り組んでまいりました。

今後も、地域の実情に合った取り組みを展開し、地域社会に貢献いたします。

V. サービス提供部門

「地域での障害児・者への包括的な生活支援」

本法人は、地域で生活する障害を有する幼児から高齢者までを対象に、社会的孤立への対応や、複合的な課題を抱える家庭への支援など、全世代対応、包括的な支援を関係機関とのネットワークを通して提供しています。

また、障害者支援施設においては、重度身体障害者の受け入れを、設置する3つの施設で進めるとともに地域生活支援拠点等での役割としての使命を果たし、緊急時短期入所(ショートステイ)事業サービスを通して重度障害者の利用と、緊急時の受け入れや研修として人材の育成促進に努めます。

VI. 法人経営部門

「人材を大切に育成強化する」

福祉事業はすべて対人サービスで無形であることから、その評価となる要素は、サービスを提供する職員の質の適否となります。当法人の事業は、正に「事業は人なり」であります。人材の確保が厳しくなる中で、常に創意と工夫により、能力ある人材確保に取り組むとともに人材育成を計画的に実施します。

また、職員に向けては、働きやすい職場づくりとして、職場環境・処遇面の充実、福利厚生等の向上に努めます。

[3-1] 希望の家 法人本部事業

(1) 良質な福祉サービスの提供

①利用者の人権と人格の最大限の尊重

人権意識を高めると共に、人権・人格尊重の徹底を図ります。

②重度障害者ケアの追求

「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」を法人の支援の基本にいたします。

③安心と安全の確保(危機管理の強化)

リスクマネジメントを強化し、安心して安全な体制を構築し、非常時における事業継続計画を策定いたします。

④サービスの質の向上

各委員会の活動などを通し、サービスの質の向上を図るための継続的で実効性のある取り組みを進めます。

また、重度障害者への対応及び医療的ケアの専門職員の養成のための研修を推進するとともに介護用リフトの導入や特殊浴槽の設置などをさらに取り組みます。

⑤職員研修の強化

利用者やの満足調査や職員のアンケート結果などに基づき、職員の質の向上に向けた研修を強化いたします。

(2) ブランド力向上及び持続可能な経営

①経営の安定化ならびにブランド力の安定的確保

サービスの充実に向けた手厚い職員配置のために、稼働率の向上や各種加算の確保などにより財務の安定を図ります。地域に新たなニーズがあれば素早く対応し、既存事業に対しても重度障害者への支援、専門職による支援、医療ケアなどに評価の高いブランド力を維持し、向上を図ります。

②業務の効率化と生産性の向上

「整理・整頓・清掃・清潔・躰」を推進し、常に業務の効率化と生産性の向上とICTの導入等を図ります。

③財務管理の強化

予算管理の徹底、会計システムによる財務管理及び分析の強化を図るとともに適正な予算執行を行います。

④ガバナンスの強化

理事、監事、評議員がそれぞれの役割を十分に認識し、それぞれが機能する迅速な法人運営を目指します。

また、理事会、評議員会及び監事が、それぞれの役割を果たせる環境整備と相互のけん制機能が働く法人運営の環境を維持いたします。

⑤公益事業の推進

これまで地域において社会福祉事業を展開してきた実績を活かして、宝塚健康福祉アカデミーや学習支援事業「ひかり」などの地域での公益事業の取り組みを一層進めるとともに、公益事業の推進を通じて地域における社会福祉法人の価値をさらに高めます。

⑥職員のしあわせ度の促進

働き甲斐のある職場、やる気のある職場を目ざすとともに、提案型事業の推進により、職員のメンタルヘルスマネジメントと健康管理に取り組むとともに、健康増進、ノー残業などによる職員の「オフタイム」の充実と併せて報酬の向上を目ざします。

(3) 人材の確保・育成

①人材の確保

2025年及び2040年問題で、人材確保が最大の課題となることから、現状の新卒等の雇用方法を更に柔軟かつ多様なものとするほか、必要に応じて外国人技能実習制度の活用も視野に入れます。

②法人内外における研修の充実

法人本部を中心に法人内外における研修を計画的に実施し職員の資質向上を図ります。

「重度障害者への対応」という強みを持つ本法人として、重度障害者への医療ケア、強度行動障害者支援等の専門研修を強化いたします。

具体的には、「喀痰吸引」や、「介護福祉士」などの資格取得研修を法人独自の開催を目ざします。

③リーダー層の育成

リーダー層育成のプランニングを行い、また定期的にリーダー会議を実施することにより、スキルだけでなく法人の考え方および方向性を理解し職員に周知徹底できるリーダー層を育成します。

④職員の適切育成

職員育成については、階層別研修を基本としてより専門性を高めることを目的に重層的に展開するとともに一方で、組織のガバナンスを維持するために「信賞必罰」を意識した組織運営を行ってまいります。

⑤資格取得の推進

介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士等の職員の資格取得の推進を図り、法人の職員全てが、障害者福祉分野のプロ集団、専門職集団となることを目指します。

⑥ITを利用した福祉人材確保の取り組み

SNS等を利用した情報発信やホームページのブラッシュアップなど、ITを積極的に人材確保のため活用します。

⑦キャリアパスの策定

人口の高齢化がピークになるとされる 2040 年の、介護人材が大幅不足を見据えて現在の採用方法を更に改善工夫を図るとともに、新たに職員の育成と定着（離職防止）のための仕組みとして「希望の家キャリアパス」を策定します。

また、幅広い障害福祉に関する知識や技術を取得し、障害福祉のキャリアアップを目ざす職員を育成・強化するため、本法人内の人事異動を行います。

さらにまた、職場の「マンネリ化」の防止と支援の活性化に向けた適正な人事配置をいたします。

(4) 組織の活性化

①人事評価の実施

人材育成とモチベーションの向上を図るため導入した人事評価制度を充実し、その適切な運用を通して組織の活性化を図ります。

②総合力を発揮できる体制の整備

各委員会の活動や各研修を通して、職員一人ひとりが組織の一員としての意識の高揚や適材適所を推進し、法人のスケールメリットや総合力を活かす人材育成を図ります。

③ICT の積極的な活用

ICT の積極的な活用により利用者支援の充実や業務の効率化を推進するとともにホームページ等のインターネット媒体を充実させるとともに情報発信と意見収集に努めます。

④データベースの構築及び数値化

施設や事業所、相談所等のあらゆる問合せについて関係する全てのデータを蓄積し、データベース化することにより、次の事業展開の資料とします。

また、すべての事務事業において可能なものについての数値化を行い分析と評価に基づいた事業の展開を図ります。

(5) 施設整備等と事業拡充

①施設の整備計画の検討

「きぼうっこ逆瀬川」の用地を買収し、現在、賃貸契約で多額の賃料を要している「きぼうっこ逆瀬川」及び「コミセン希望」、「クローバー宝塚ランチ」を統合し、更に将来、宝塚市から受託を予定する基幹相談事業所を予定した複合施設の整備を行います。

また、3つの障害者支援施設の中で最も老朽化の進行と居室面積の狭隘な希望の家サンホームの住環境改善のための改築構想についても検討いたします。

②施設の維持管理

利用者の生活環境の改善を目的に、各施設の設備等定期的な点検に基づいて補修や必要な改築等を行います。

(6) 地域共生社会への取り組み

①地域共生社会での役割の強化

2021年度（令和3年度）に「地域共生社会の実現」のため社会福祉法等の一部改正に基づいて、地域の関係機関では既に地域ごとに「地域生活支援会議」など地域で多様な課題を包括的に支えるための場づくりが進められており、本法人も積極的に必要な役割を担っていきます。

②地域生活支援拠点等整備事業へのコミットメント

2021年度（令和3年度）からの宝塚市における地域生活支援拠点等整備事業での障害者支援の生活支援体制の推進の一翼として、本法人は、一時預かり、人材育成、相談支援など可能な業務に全面的に協力いたします。

また、宝塚市障害者基幹型相談事業所の本法人での受託を目ざし、本市の地域包括支援システムの中核的役割を積極的に担います。

更に、同事業による相談事業で、宝塚市から市内2地区受託及び一時短期預かりの空床を受託します。

(7) 地域貢献活動のさらなる推進

①地域の実情に即した社会貢献活動の実施

行政や関係機関・団体等との連携の基でこれまでの貢献事業を継続しながら、地域の実情や地域ニーズに応じて法人として取り組み、新しい貢献事業の展開に取り組みます。

②農福連携の推進

農福連携を中心として、連携先の地域社会と積極的な関係を構築します。

③地域との交流

社会福祉施設の有する専門性を活用し、地域との交流を深め、多方面での地域貢献を模索・実践いたします。

(8) 新型コロナウイルス等の感染症対策

①感染症対策シミュレーションの実施

施設利用者の感染を想定したシミュレーションと対策計画の策定及び感染症対策衛生備品の確保に取り組むとともに、新型コロナウイルス等による感染者発生時シミュレーションの実施と対策計画等の作成および訓練実施を行います。

また、法人において有事発生に備えて2か月分の衛生用品等を確保いたします。

②感染症拡大防止に係る衛生教育

定期的な感染症対策・衛生教育を実施し、感染症に対するリテラシーの向上を図るとともに、インフルエンザ等の流行期と重複する時期の対策を講じます。

(9) 災害対応への取り組み

① 「事業継続計画（BCP）」の策定

災害が発生しても、施設や事業所の利用者に対して最低限のサービスの提供を維持できるように、各施設や事業所における「事業継続計画（BCP）」を策定いたします。

また、このBCPは、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したものにする必要があります。

② 地域の防災組織や団体との協働

地域防災を担ってきた消防団や自主防災会組織や自治会などの関係機関と顔の見える関係を構築し、万が一の災害発生時の防災活動や避難行動協力に備えます。

[3-2] 障害者支援施設事業

(希望の家グリーンホーム・希望の家サンホーム・希望の家ワークセンター)

(1) 重度身体障害者に向けた取り組みの強化

① 専門的・医的知識と介護技術の向上ならびにノーリフトケアの推進

さらなる重度身体障害者の受け入れのために、より専門的な研修受講および資格取得等により支援員の介護技術の向上を図ります。

また、職員の介護負担の軽減と利用者の安心安全のためノーリフトケア、職員配置の充実を推進します。

② 日中支援プログラムの充実

利用者の個別支援計画の充実を図り、より良い生活を実現するため、健康管理とともに、リハビリの充実、ICTの活用も含め利用者の希望と体調に対応できる多様な日中支援プログラムを開拓して利用者に提供いたします。

③ 日中活動支援事業と通所事業の充実

旧授産施設当時の「希望の家ワークセンター」の生活支援施設としての名称について検討するとともに、在宅障害者の生活支援の充実のため、通所事業の充実を図ります。

④ 短期入所（ショートステイ）事業サービスに係る新サービスの展開

これまで実施してきた短期入所（ショートステイ）事業に、新しく①送迎サービスの実施、②重度障害者のご利用への対応、③緊急時の短期入所の受け入れなど、地域の新たなニーズに即して、様々な日中活動展開し、地域の障害者のセーフティネットとしての役目を担います。

(2) 加齢や高齢化に対するサービスの質の変化に対応

利用者の加齢によるADLの低下や高齢化による慢性疾患や悪性疾患の発症が顕著となる利用者へ残存機能の維持や健康管理がますます重要となり、日常生活におけるリハビリや体調管理を強化し、異常の早期発見と早期対応に努めます。

また、すべての職員が、利用者とのきめの細かい日常の関わりと支援を通じて体調の変化と心身の状態を把握いたします。

更に、利用者個々の疾患に対応した食事の提供やフレイル対策に取り組みます。

(3) ISOの維持・推進

① ISOマニュアルに基づく質の高いサービスの提供

ISOマニュアルに基づき利用者満足度の向上、事故・ニアミス再発防止への是正処置や予防処置等の内容精査など継続的改善に努め、より質の高いサービスの提供を実現いたします。

② ISOへの理解、浸透

すべての業務が品質マニュアルに組み込まれていることから、施設業務を遂行することによりISOへの理解、浸透を深めます。

(4) 音楽療法の確立と充実

①音楽療法の確立と発展普及

音楽療法において独自性と革新性をもって、更なる発展と普及に図り利用者の健康と機能維持に努めます。また、子どもの発達支援において、音楽療法とソーシャルスキルトレーニング（SST）を融合させたプログラムの開発と効果の検証に関する研究を進め、より効果的な支援プログラムの構築を旨とします。

②音楽活動の充実

法人内で、音楽活動としてサイミスや音楽発表等を積極的に推進するとともに音楽療法士の育成、音楽療法士によるコンサートの開催や演奏家によるコンサートの開催など、法人内外における音楽活動の充実を図ります。

(5) 生産性の向上と効率化

①ICTを活用した作業効率化

職員勤務シフト作成や利用者のデータベース化、介護記録等の書類作成など、ICTを有効活用し作業時間の短縮、効率化を図ります。

②環境整備の周知徹底による生産性の向上

「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の推進等、環境整備の徹底によって「ムリ・ムダ・ムラ」を無くし、生産性の向上を図ります。

③定量的思考及び定量的言動の浸透

常に具体的な数値やデータやエビデンス等を伴った思考と言動を獲得することにより、目標到達への最速最短ルートの発見力を身につける努力を致します。

(6) 良質な福祉人材の育成

①セル相談支援方式の徹底

セル相談支援方式の徹底により、きめ細やかな利用者へのサービスと豊かな福祉知識を持った人材を育成します。また、その独自性により、本法人に就職を希望する求職者の動機に資すものとなるように致します。

②指揮命令系統の確立

職員間での指揮命令系統を確立し、志を同じくする福祉人材を育成するとともに、考え方、コミュニケーションの一致した強いチームの醸成を図ります。

③各種研修の強化および教育プログラムの再構築

法人内外の研修について、特に新入職員研修について充実を図り、各役職においても適切なプログラムを構築することによって福祉人材の強化を図ります。

(7) グループホーム設置検討

前述の「8050（ハチマルゴウマル）問題」や障害者の高齢による重度化などの現在の社会情勢を原因とした緊急施設入所や短期入所の希望者の増加などから、近い将来に現在の施設定員では施設利用のニーズに対応できなくなることが予想されます。

一方、厚生労働省では障害者支援施設の新たな設置や定員を増やすことについては認めない方針で、施設利用希望者のニーズを障害者支援施設に替って地域生活介助型のグループホームの制度検討を進めていることから、将来の施設入所に変わるグループホームの設置に向けた検討を行います。

[3-3] 障害児通所支援事業

(きぼうっこアピア・きぼうっこ逆瀬川・きぼうっこ山本)

(1) きめ細やかな療育と保護者への丁寧な対応

①療育の質の向上

個々の発達特性に配慮した個別支援計画をもとに、より質の高い療育の提供を図ります。さらに、保護者満足度調査の結果を反映させながら、職員の療育スキルの向上、困難ケースの解決力、発達に関する専門的知識の向上を図ります。

②丁寧な保護者対応

児童の状況や保護者満足度調査、保護者面談、相談などに丁寧に対応し、サービスと保護者満足度の向上を図ります。保護者との情報交換や支援に関する相談を効果的に実施できるように、職員の相談技術を向上させる努力を続けます。

③リスク管理の強化

起こり得るリスク（個人情報、防災関係、事故・ニアミスなど）を予測し、安心して安全な事業所運営を図ります。

(2) 特色ある発達支援の実施

①ペアレントトレーニングの実施（きぼうっこアピア）

ペアレントトレーニングを継続して開催するために、保護者の子どもとの適切な関わり方についての学習の重要性を伝え、養育期の正しい療育を推進するとともに、職員のトレーナーとしてのスキルを向上させます。

また、現在のペアレントトレーニングの形を発展させる為に、参加したくても参加出来ない保護者が参加出来る方法を検討し実施してまいります（講義内容を分かりやすくまとめたものを作成し配る、講義内容をビデオなどに撮影・記録し、いつでも閲覧できるようにする）。

更に、年長児（5歳児）へのSST（ソーシャルスキルトレーニング）の導入を検討いたします。

②SSTの実施（きぼうっこ逆瀬川・山本）

希望の家として開発した、児童の習得度を測るきぼうっこ式（K式評価システム）の評価方法を活用することで、さらに設定された場面（レッスン）でのソーシャルスキルの習得により、レベルアップを目指します。

今後は、児童や保護者への聴き取りを行い、獲得したスキルが実生活の場でどのくらい実践出来ているのか実態調査を実施していき、ソーシャルスキルの日常への般化ができるように支援を前進させていきます。

これらの取り組みを通して、きぼうっこの SST プログラムを個々の児童のニーズに合わせたものにし、継続的なプログラムの改善および職員の支援技術の向上までを包括した発達支援システムの構築を旨とします。

(3) 発達障害児の療育機会の最大化

①定員順守しながら通所人数を最大化に努めます。

1日の通所人数の最大化に向け、登録数を増やします。年度末卒業児童(小学校入学児)いるため、4月に下がる通所平均を下げすぎないように、登録人数を調整し、事業運営の安定化を図ります。(きぼうっこアピア)

1日の通所人数を10名、月の通所平均を10名にするために、登録人数を調整し、運営の安定化を図ります。(きぼうっこ逆瀬川・きぼうっこ山本)

(4) 切れ目のない支援提供

①切れ目のない支援提供

利用者への切れ目のない支援を提供するために、きぼうっこアピア(児童発達支援事業)から、放課後等デイサービスへスムーズに移行していく方法を検討して実行します。そのために、新たに第3の放課後等デイサービス事業所の設置を検討し、重層的な支援を旨とします。

利用者の年齢や発達段階に応じた支援プログラムを構築し提供することで、早期の発達支援や思春期・青年期に対する支援などの重要な課題に対する効果的な支援を明らかにしていきます。

(5) 社会連携の強化

①発達障害の特性理解

発達障害の特性を理解し、SST・療育を実施する中で、子どもへの統一した対応をすることが出来るように、各関係機関(相談支援事業所、他の障害児通所支援事業所、学校など)と情報共有、連携を図ります。

②地域との交流強化

発達障害児へのさらなる理解を深め、地域の中で発達障害児が過ごしやすい環境を作るために、地域と連携し、協力していく体制を整えます。積極的に事業所行事に地域住民、民生委員の方など地域活動者等を招くなど地域交流の機会を積極的に設けて事業所と地域住民との交流をさらに強化いたします。

③地域連携の推進

自治体も一緒に協働できる放課後等デイサービス連絡協議会を立ち上げ、きぼうっこが中心となって、地域との連携が図れるような事業を検討いたします。

[3-4] 障害者相談支援事業（コミセン希望）

(1) 地域に根差した相談支援体制構築

宝塚市が推進する、地域生活支援拠点としての相談支援の役割を強化するとともに、障害福祉に係る複雑・複合的な問題に対し、一つの相談支援事業者・一人の相談支援専門員が、単独ですべてを解決するのは困難な事例などについても、保健・医療・教育・高齢・就労等の分野やインフォーマルな機関と関係者と相互に連携し、自治体も含めた諸機関・関係者がチームとなって問題・課題解決に当たることが必要です。

地域共生社会に向けて、地域での包括的な支援の検討が進められているなかで、相談支援専門員は福祉サービスだけでは解決しないニーズに対して、地域のストレンクスを意識しながらフォーマル・インフォーマルな地域資源等を活用した、地域に根差した相談支援体制を構築いたします。

(2) 福祉サービスに向けた計画相談の充実

「8050（ハチマルゴウマル）問題」やひきこもりなど、複雑・複合的なケースや支援ニーズを抱えながら必要なサービスに結び付いていない障害のある方々等が年々増加しているなかで、本相談支援事業所では、広く相談支援者への福祉サービスの受給に向けた取り組みを行います。

(3) ケアマネジメントの充実

障害児者やその家族が、様々なサービスを利用しながら、地域の中で安心してその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常にご本人に寄り添って、「願う暮らし」「望んでいること」などを理解し、本人のできないことに着目するのではなく、すべての職員がストレンクスに着目して、エンパワメントしながらニーズを探し出す観点を常に持つよう心がけます。

(4) ライフステージに応じた支援の展開と新たなニーズ把握

ライフステージに応じて、障害児者を取り巻く生活環境や支援者は刻々と変化していくため、これをつなぎ、一貫性・継続性のある支援を提供するために、相談支援専門員はライフステージに応じた変化やニーズを見据えて、障害児者に説明するとともに、支援者をつなぐといった連携の視点を持つように全ての職員が常に心がけます。

さらに、社会・経済情勢や社会福祉制度の変化に伴って生じる新たな福祉ニーズを積極的に把握いたします。

(5) 関係機関との連携強化

地域で障害児者の暮らしを支えるためには、相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所、更に障害児者を支える医療、教育、高齢、就労等の関係機関が連携することが必要不可欠です。そのため、相談支援専門員間、また相談支援事業所と他分野の機関との間で、地域の強みを活かしながら関係機関のつながりの構築を促進して参ります。

[3-5] 発達障害者支援センター（クローバー宝塚ブランチ）

(1) 丁寧で専門的な相談支援の実践

① 丁寧な相談支援による地域のニーズ把握

相談支援を事業の基盤とし、発達障害のある本人や家族の声に丁寧に耳を傾け、社会の中で必要な支援ニーズを明らかにしていく。また、明らかにした支援ニーズに基づき、法人が取り組むべき地域福祉の課題および事業展開の方向性を示します。

② 実践と研究の一体的な取り組みによる効果的な支援の実現

本相談支援センターは、二次機関として発達障害のある本人や家族を対象とした個別の相談支援、グループ形式の支援プログラム、他機関へのコンサルテーション等の実践を、研究プロセス(問題と目的の明確化、具体的な支援方法、効果の検証、支援の改善等)と同化させ一体的に取り組むことにより、質の高い効果的な支援を相談者に届けます。

(2) 支援者支援による支援拡大

地域の支援機関の支援者に対するコンサルテーションを行い、発達障害児者等の当事者が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制づくりを進めます。

そのために、次の2点に取り組めます。

① 関係機関に対して積極的にアウトリーチし、協働で支援にあたることで継続的かつ効果的なコンサルテーション支援に取り組めます。

② 職員の専門性の一層の向上に取り組めます。

(3) ICT等の活用とアウトリーチ支援

発達障害の特性はもとより、生活困窮や精神疾患などの問題により社会的に孤立し、所を中心とした支援につながりにくい潜在的なニーズ(本人・家族)に対して、ICT等を活用したアウトリーチ支援の方法を検討・開発に取り組めます。

(4) ひきこもり発達障害者への対応

中高年のひきこもりの約3割といわれる発達障害者が、今後、社会問題化（医療、介護、困窮、居住など）する中で居場所から就労まで、社会とつながる仕組みづくりが急務であります。これまで取り組んできたひきこもりの子をもつ家族支援の知見から本センターとしての関わりも重要となるため、そうした対策についても検討いたします。

[3-6] 就労継続支援・就労移行支援・地域活動支援

(ジョブサポート希望・JCC希望・ひなた(陽))

(1) 利用者の生き方の実現

①環境整備と広報活動の強化

大人のひきこもりに関して、本人やそのご家族等を取り巻く状況をアセスメントし、支援に必要な資源についての検討を行い、当事者や当事者を取り巻く人々等が一步踏み出せるように環境整備や広報活動への取り組みを行います。

②ステップアップへの援助

「地域活動支援センターひなた(陽)」では、「自宅から社会参加へ」を合言葉に、居宅から地域に向けて、日常生活や社会生活への円滑化を図るため、利用者一人ひとりの希望の実現に向けた支援を目指します。

具体的には、社会への参加に向けた個々のニーズと現状を丁寧にアセスメントを行ったうえで、本人の希望に向けた次のステップ(就労継続や就労移行など)への計画の実現をサポート致します。

(2) 生産活動工賃の安定化

①収益性の高い活動への取組

従来からの福祉を中心とした取り組みだけでは、利用者の目ざす目標の実現が難しいことから、収益性の高い生産活動を得る必要があります。そのため、ジョブサポート希望と希望の家ワークセンターにおいてそれぞれで行っている印刷事業をジョブサポート希望に集約し、生産性・収益性の高い作業の開発について検討を開始します。

特に、就労継続事業A型は、最低賃金の確保のための生産活動が課題となることから、本法人事業の一部業務委託拡充のほか、新たな生産活動の開拓を検討いたします。

②企業とのつながりの強化

収益性の高い生産活動を得るには、企業等の協力や専門的なアドバイス等が重要です。そのためには、企業等との密接な連携を構築・維持し、専門的な技術の習得に努めることにより利用者の工賃の増収を目指します。

③生産活動に関わる人材・確保

営業力・PR力のある人材からの指導やアドバイスなどを受けることや、職員が企画力・生産力を向上させるとともに、生産活動や企業活動経験のある人材を確保なども視野に入れて、生産活動の向上を図ります。

(3) よりきめ細やかな対応

①多様化する利用者へのより細やかな支援体制

精神・発達障害等、障害が多様化・重複化の中で、利用者の特性に応じたきめ細やかなサービス支援をスタッフ全員で検討し、利用者それぞれの状況に応じて提供するよう取り組みます。

特に、ジョブサポート希望の主たる生活活動が農業や清掃であり、その他の生産活動について幅を広げたサービス提供に検討いたします。

②制度の狭間にいる方への支援

現行制度ではサービスが利用できない等、制度の狭間で苦しんでいる方へ手を差し伸べ、行政への働きかけなどを通じて支援する仕組みづくりに重点的に取り組みます。

(4) 就労に向けた事業連携

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大に伴い、我が国の社会・経済は未曾有のインパクトを受けて、現在もなお厳しい状況に置かれています。

特に、就労継続・就労支援分野における影響では、社会経済状況の悪化により「企業」での障害者の実習や訓練、労働の場が著しく縮退しています。

そのため本法人では、ジョブサポート希望、JCC希望、ひなた（陽）、など全ての障害者就労支援施設・地域活動支援センターが中心になり、法人の運営する全ての障害者支援事業所と情報や専門性を共有し、地域の障害者の就労に向けた支援に連携して取り組みます。

(5) 障害者雇用率の向上

ジョブサポート希望とJCC希望の利用者の実習先・就職先の一層の拡充を図るとともに、福祉意識啓発のために、スタッフが企業等を訪問して障害者雇用に向けた働きかけを行います。

(6) 農福連携事業の促進

①「農業法人」の設立を支援します

ジョブサポート希望が所在する地域の特性を活かして、露地栽培野菜、桑茶等の生産販売などについて、地域の農地を借り上げ、農福連携による生産活動を進めています。今後も遊休農地の増加が見込まれることから、地元農家と共同による大規模な農地を確保し、一貫した農作物の生産・加工を行うために、地域での農業従事者による農業法人の設立支援について検討いたします。

(7) 在宅利用者の生活環境の安定

①在宅の障害者への支援

地域の独居障害者や、グループホームの利用者など、地域で単身生活する障害者の実情を把握し、必要な情報提供や助言、相談、連絡調整などの支援に取り組みます。

②通所利用者の生活環境の支援

生活支援・金銭管理や食事関連サービスなどニーズに沿ったきめの細かい支援をさらに図ります。

[3-7] 地域貢献に向けて

(1) 地域貢献に位置付けた事業

福祉法人改革（2017年（平成29年））により、社会福祉法人の地域福祉に向けた社会福祉充実計画の作成が明記されました。

当法人では、2006年（平成18年）度から地域ニーズに基づき、地域住民の福祉向上と地域貢献に位置付けて、法人の繰出金による地域への事業を展開しており、今後も運営面の不足分を補填し、地域に向けた事業を推進いたします。

(2) 地域貢献活動への取り組み

① 学習支援事業・健康福祉アカデミー宝塚等の充実

学習支援事業「ひかり」の小学生の部は、昨年度（2021年度（令和3年））は新型コロナウイルスの感染防止対策の一環で実施を見送りましたが、2021年度（令和3年）度以降は感染流行の状況を慎重に判断しながら、再開に向けての準備を致します。

また、学習支援事業「ひかり」の開催に合わせて、児童への食事サービスの提供開始について検討をします。

一方「健康福祉アカデミー宝塚」は、今年2021年（令和3年）度で15回を迎えます。今後とも感染症対策を万全に講じたうえで、私たち希望の家の職員の持つ介護技術や福祉に関する専門知識、専門性等の資源を活用し、地域の福祉人材の育成に努めてまいります。

② 地域の新たなニーズへの地域貢献活動の開発検討

現在、法人では、要支援世帯の児童や発達障害児を対象とした学習支援事業、発達障害にスポットをあてた児童から大人までライフステージに合わせた支援や精神障害者への支援事業を地域貢献事業として実施していますが、さらに、社会福祉法人も専門性や知識などのソフト面と、施設等のハード面を活用した新しい地域貢献活動メニューの開発を検討いたします。

【資料】

I 「希望の家」 法人理念

- ・一人ひとりの意思と人権を尊重し、利用者の幸福を追求する。
- ・一人ひとりに質の高いサービスを提供する。
- ・一人一人が社会の一員として、共に生きる社会づくりに参画する。
- ・可能な限り、地域の新たなニーズの解決に努める。
- ・希望の家の価値を高め、社会貢献に努める。

II 「希望の家」 創設の精神〈萬代イズム〉

創業者である故萬代房子先生が実践・提唱された施設サービス活動の際の「考え方・精神」を次のとおり継承し、全職員がこの「考え方・精神」に則り、日々のサービス活動を実践する。

- 1) 施設の利用者・職員は一つの家族である
- 2) 施設利用者は、施設で甘えてもよいが、感謝の気持ちを忘れてはいけない
- 3) 施設利用者で出来ることは、出来るだけ自分です
- 4) 施設利用者一人ひとりに合った指導を気長く行い、強制はしない
- 5) 施設利用者が、間違った時は厳しく指導するが、後のフォローを確実に行う
- 6) 施設への来訪者は、大事なお客様、出来るだけのおもてなしをする
- 7) 施設職員は、利用者へのケアをさせていただくと言う姿勢を持つ

III 社会福祉法人「希望の家」行動指針

(1) 利用者に対する基本姿勢

①人権と主体性の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人と家族の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

②サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って個々のニーズに応じた質の高い適切な福祉サービスを提供します。また、サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

③地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域

住民との関係を保持し、さらに促進されるように支援します。

④生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を保障するため、利用者の生活環境・利用環境の維持および向上に努めます。

(2) 社会に対する基本姿勢

①地域における公益的な取組の推進

地域における「8050 問題」などの様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関との連携・協働を図り、公益的な取り組みを推進し社会的責任を果たします。また、地域福祉計画にも参画し、地域包括ケアの確立に取り組めます。

②信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、社会からの信頼や協力が不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、社会の信頼と協力を得るために、積極的な情報発信に取り組めます。

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

①トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

②人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組めます。

③人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整えます。また、メンタルヘルス対策の推進、ワークライフバランスの実現を推進します。

④人材の育成

法人のめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。

(4) マネジメントにおける基本姿勢

①コンプライアンス(法令遵守)の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、個人情報取扱い、守秘義務に関する諸規程等、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

②組織統治(ガバナンス)の確立

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

③健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

④経営者としての役割

社会福祉法人の経営者として、リーダーシップを発揮し、「社会福祉法人行動指針」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して迅速に対応します。

社会福祉法人希望の家 第1期中長期計画

発行年月 2021年（令和3年）4月

発行者 社会福祉法人希望の家

〒669-1231

宝塚市玉瀬字田畠10番地

TEL：0797-91-1800

FAX：0797-91-1801

URL：<http://www.kibounoie.org/>